



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 ナカバヤシ株式会社
代表者名 取締役社長 辻村 肇
(コード：7987 東証第一部)
問合せ先 取締役管理統括本部長 作田 一成
(TEL. 06-6943-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 27 年 4 月 3 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたように、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の更なる効率化を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。(変更案第 4 条・第 4 章・第 5 章・第 6 章・附則)
- (2) 今後の事業の展開に備えて、野菜および果物の生産、加工および販売を追加します。(第 2 条【目的】に第 29 号を追加)
- (3) 会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、所要の変更を行います。(変更案第 33 条第②項)
- (4) 当社は、上記(1)のとおり監査等委員会設置会社への移行を行うことに伴い、要件を満たすこととなることから、機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにいたします。(変更案第 35 条・現行定款第 7 条の削除)
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正整理変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)

以 上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
【目的】	【目的】
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~28. (条文省略) (新設)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~28. (現行どおり) <u>29. 野菜および果物の生産、加工および販売</u>
<u>29.</u> (条文省略)	<u>30.</u> (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
【機関】	【機関】
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
【自己株式の取得】	(削除)
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第7条~第16条 (現行どおり)
第8条~第17条 (条文省略)	第7条~第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役
【員数】	【員数】
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
【選任方法】	【選任方法】
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
【任期】	【任期】
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
	【補欠監査等委員である取締役の予選の効力】

(新設)

(新設・現行定款第23条から変更)

(新設)

【代表取締役および役付取締役】

第21条 (新設)

取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

- ② 取締役社長は当会社の代表取締役とする。また、必要に応じて取締役会の決議をもって役付取締役より当会社の代表取締役を定めることができる。

【職務】

第22条 取締役社長は会社の業務を総理し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して各所管業務を掌理する。

(新設・現行定款第28条から同文移設)

【報酬等】

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(新設・現行定款第22条から同文移設)

【取締役会の招集通知】

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前迄に発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設・現行定款第25条から同文移設)

【取締役会の招集権者および議長】

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除

第20条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【報酬等】

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 取締役会

【代表取締役および役付取締役】

第22条 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(削除)

(削除・変更案第24条へ同文移設)

【相談役および顧問】

第23条 取締役会の決議により、相談役または顧問をおくことができる。

(削除・変更案第21条へ変更新設)

【職務】

第24条 取締役社長は会社の業務を総理し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して各所管業務を掌理する。

(削除・変更案第26条へ変更新設)

【取締役会の招集権者および議長】

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(削除・変更案第25条へ同文移設)

き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設・現行定款第24条から変更移設)

【取締役会の決議方法等】

第26条 (条文省略)

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

【取締役会規則】

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(新設)

【相談役および顧問】

第28条 取締役会の決議により、相談役または顧問をおくことができる。

(新設・現行定款第27条から同文移設)

【取締役の責任免除】

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(新設)

(新設)

【取締役会の招集通知】

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議方法等】

第27条 (現行どおり)

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削除・変更案第29条へ同文移設)

【重要な業務執行の決定の委任】

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(削除・変更案第23条へ同文移設)

【取締役会規則】

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(削除・変更案第33条へ変更新設)

第6章 監査等委員会

【常勤の監査等委員】

第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集通知】

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

【取締役の責任免除】

(新設・現行定款第29条から変更移設)

第6章 計算

【事業年度】

第40条 (条文省略)

(新設)

【剰余金の配当の基準日】

第41条 (条文省略)

(新設)

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第43条 (条文省略)

(新設)

第7章 取締役の責任免除

【取締役の責任免除】

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計算

【事業年度】

第34条 (現行どおり)

【剰余金の配当等の決定機関】

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

【剰余金の配当の基準日】

第36条 (現行どおり)

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削除)

【配当金の除斥期間】

第37条 (現行どおり)

附則 第65回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上